保存版

茨木市立郡小学校

自然災害発生時の措置について

（令和４年４月）

気象警報が発表されたり、地震が発生したりした場合の緊急措置について記載したものです。各ご家庭で見やすい場所に掲示して、緊急時にご対応ください。状況によって、具体的な措置については緊急メール等で連絡する場合があります。連絡なき場合は下記措置をとりますこと、ご了承ください。

◆気象（暴風・特別）警報発令時措置　〈茨木市もしくは北大阪において〉

警報の種別	状況	措置
暴風警報	**午前７時の時点で発令中**	自宅待機（ニュース等で正確な情報収集をお願いします。）
	7:00～7:30 の間に解除	8:30 までに登校
	7:30～8:00 の間に解除	9:00 までに登校
	8:00～8:30 の間に解除	9:30 までに登校
	8:30～9:00 の間に解除	10:00 までに登校
	午前９時までに解除されないとき	臨時休業（学童保育もありません。）
	授業中	授業中止（状況により『学校待機』『集団下校』等の措置をとります。）
特別警報	「暴風警報」と同じ扱いになります。	
避難指示		
上記以外の警報	通常どおり登校します。	

給食は提供されます

※登校後に「暴風警報」が発令された場合、集団下校は地区担当教員が引率しますが、地区委員さんをはじめ、保護者のみなさまのご協力をお願いします。

※暴風警報発表が予想される場合の行動については、児童と話し合っておいてください。

・家族がいるので家に帰る。　・家族がいないので留守番をする。　・親戚または近所の知人の家に帰る。等

※校区内に「高齢者等避難」が発令されているときは、状況に応じて臨時休校等の措置をとる場合もあります。その時は、学校からメール等で連絡します。

◆地震発生時措置　〈茨木市もしくは北大阪において〉

震度５弱以上	**登校前**	**臨時休業** 登校中の場合は学校へ向かう。『在校中』と同じ措置。	翌日の措置については、余震の状況、学校施設や通学路の状況などにより判断をします。児童は『臨時休業』の連絡がない限り登校します。
	在校中	**授業中止** 状況により『学校待機』『保護者に直接引き渡し』の措置。	
	下校時	自宅へ向かう。	
震度５弱未満	学校施設の被害状況、通学路の安全状況などにより臨時休業の措置をとるかどうかの判断をします。児童は『臨時休業』の連絡がない限り登校します。		

※引き渡しは、状況に応じて運動場か学級で行います。落ち着いて、自宅の安全を確認し、名札を着用し、学校までの道路の安全を確認しながら、迎えをお願いします。

臨時休業中及び暴風警報発令中は、学校施設は使用できません。